明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務三七五）　一
○肥料を登録した件（農林水産一五六四）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一五六五）　四
○生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同一五六六）　九
○肥料の登録を失効した件（同一五六七）　九
〔公　告〕
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、司法書士名簿登録等、地方職員共済組合役員の異動、日本弁護士連合会（懲戒の処分・「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則中一部改正・弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則中一部改正・職務上の氏名に関する規則中一部改正・外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則中一部改正）関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省告示第三百七十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十一年十一月十日

財務大臣　藤井　裕久

輸出統計品目表第八四四七・九〇号中

「	200	――漁網機	NO	KG 」を

削る。

輸出統計品目表第八四七一・七〇号中

「	400	――CD－ROM装置	NO	」を

削る。

輸出統計品目表第八五一八・二二号を次のように改める。

8518. 22	000	――複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	KG

輸出統計品目表第八五二七・一三号を次のように改める。

8527. 13	000	――その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）	NO	KG

輸出統計品目表第九〇一七・九〇号を次のように改める。

9017. 90	000	―部分品及び附属品		KG

輸出統計品目表第九〇二九・二〇号中

「	920	――回転速度計	NO	KG 」を

削る。

輸入統計品目表第〇三〇一・九九号中

「		――その他のもの		
	210	――――にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		KG
	290	――――その他のもの		KG
		――その他のもの		
	210	――――にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		KG
	220	――――ひらめ（パラリクティス属のもの）		KG
	290	――――その他のもの		KG 」

に

改める。